



## 特集 天皇制を考える

### 令和への改元に際して想うこと

■ 岡田武夫 (前東京教区大司教)

2019年5月1日より年号が平成から令和になりました。昭和から平成に移るときに、天皇制と政教分離、信教の自由の問題に深くかかわった者の一人として深い感懐をおぼえます。

昭和から平成への改元と平成天皇の即位に際して、わたしたち日本のカトリック教会は大きな課題に直面しました。それは、宗教者として、日本国民として大喪の礼、大嘗祭の二つの行事が、わたしたち宗教者にとって何を意味するか、

日本国憲法の政教分離原則に反するのではないか、という重大な問題でありました。当時、正義と平和協議会担当司教であり会長であった相馬信夫司教は終始この問題への取り組みに積極的であり、日本国憲法の基本的人権に関することに非常に熱心でした。この大喪の礼と大嘗祭については日本国憲法上の問題であり、これは信教の自由を侵害することになり、また政教分離の原則に違反することになるので、それは声を大にして主張しなければならない、という考

えでした。

その裏を言えば、天皇制そのものについて言うのは止めておこうという意味が含まれていたと思われまゝ。天皇制自体がキリスト者にとってどういう意味があるかは公式には言及せず、日本国憲法に関することとして取り扱おうとして、何度も政教分離原則についての声明を出しました。そして昭和天皇が亡くなるのに備えて、文章を用意し、全国一斉に配布することにしました。この中で天皇の戦争責任には触れていますが、天皇に戦争責任がある、とは明言しておりません。「天皇は人間として背負いきれない重い責任を背負わされました。しかし人間である天皇を裁くのは神様のなさることです」という表現で、天皇に戦争責任があるという断言はしませんでした。信教の自由、その信教の自由を保障する政教分離原則を「厳守」してもらいたいということを強調したのです。

この流れの中でさらに教会自体の戦争責任はどうであったのか、という問題があらためて浮上してきました。

1986年、アジアの司教たちが東京カテドラルに集って、ミサが献げられました。そのミサの司式と説教を担当されたのが、白柳誠一大司教、当時の日本カトリック司教協議会会長です。アジアの司教が多数集まる時に、日本のカトリック教会として、アジア太平洋戦争、15年戦争について、日本の責任もさることながら、日本の教会、我々カトリック教会の責任はどうか、を表明しなければならぬ状況にありました。

戦中・戦前の教会がどうであったか、当時の指導者司教たちがどのように言ったかについては記録が残っています。その人たちがしたこと、言ったことを、後の時代のわたしたちが批判するのは難しいことであるが、是非、教会の戦争責任を明らかにしなければならない、という強い意識が司教たちにはありました。司教たちは、1986年6月に開かれた司教総会においてこの問題を話し合い、アジアの人たちに何を言うかについて合意を得ました。したがって説教は白柳大司教個人の考えではなく司教全員の一致した

見解であったわけです。

敗戦50年にあたる1995年を迎える際、日本カトリック正義と平和協議会から提案があり、敗戦50年を迎え日本の責任のみならず教会としての責任をはっきりとし、これからどうするかについて決意表明をしようということになり、1995年2月に司教全員のメッセージ『平和への決意—戦後五十年にあたって』を発表することができました。

正義と平和協議会は、さらにそれに加えて、1995年4月、日本カトリック正義と平和協議会名で『新しい出発のために—戦後五十年にあたって—平和を愛するすべての兄弟姉妹、特にアジア・太平洋地域の皆様へ』という声明を出しました。これは、カトリック教会が天皇制のもとで福音の精神に従って歩むことから外れてしまったことに言及しています。実は当時の教会指導者たちはあの戦争を「聖なる戦争」と言ったのです。「今次聖戦は所謂帝国主義的侵略主義的意図の下に惹起せられたるものでなく、徹頭徹尾破邪顕正の大義の聖戦であり、皇道一途の顕現を目指し以て道義に基づく大東亜共栄圏の確立を主題としてゐるのであります」と当時のカトリック指導者の文章が実際に残っているのです\*1。

当時のカトリック教会の教えにも「正戦論」というものがあり、限られた情報のなかで教会指導者は信者にそう教えるべきだと考えたのでありましょう。そしてそう教えた背景には靖国神社参拝という問題がありました。第5代東京教区責任者のシャンボン大司教は「靖国神社を参拝することは宗教的な行為ではない、国民としての教育の一環で天皇への忠義、愛国心を養うための教育であるから差し支えない」\*2という回答を教皇庁から受け取ってひとまずの解決を図りました。

\*1 1933年8月27日『日本カトリック新聞』掲載の「必勝祈願祭における説教」（『歴史から何を学ぶか』新生社、1999年、p.153）。

\*2 1936年布教聖省指針「祖国に対する信者のつとめ」（『歴史から何を学ぶか』p.125）。

# 天皇の「代替わり」と向き合うキリスト者の使命

■ 星出卓也 (日本長老教会西武柳沢キリスト教会牧師)

## I. 日本国憲法下に残る「国家神道」

「天皇の代替わり」というテーマを考えるにあたって、確認しなければならないことは、「戦後」も「戦前」と全く変わらない連続しているものがあることです。断絶しているように見えて、実は、地中深く「古層」のように「基調低音」のように隠れていたものが、「代替わり」をきっかけに、表に現れてくる。そのような、戦前と戦後を通じて「連続」しているものを確認しなければなりません。

戦後、国家神道体制の解体は、建前上は行われました。1945年の「神道指令」は、国家神道体制の解体のために定められ、神社は、内務省管轄の国家機関から、宗教法人神社本庁へと変わりました。キリスト者にとって「上智大学靖国神社参拝拒否事件」に象徴されるように、神社参拝を強要されそれを容認した歴史があるゆえに、教会は神社参拝に関しては敏感なセンサーを持っていると思います。しかし国家神道体制において一番中核に位置していたのは、「神社」である以上に皇室を中心に行われる宮中祭祀でした。その一番の中核である天皇が行う祭祀に関しては、戦後も手を付けられず続いている現実があります。天皇の「人間宣言」はなされても、皇室祭祀を担う天皇の職務は依然として今現在も継続しています。

戦後において天皇はどのような仕事を、年間を通じて行っているのかはあまり知られていません。天皇がすべき仕事は、日本国憲法に書いてあるのです。憲法第4条で「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ」と書いてあり、その内容は7条に記されています。しかし「国事に関する行為のみ」と記されながらも、実際には天皇は国事行為以外のたくさんの仕事を精力的に行っています。外国訪問や追悼の旅などは「国事行為ではないが公的なもの」とされて、新年一般参賀や宮中晩餐会、各

地への訪問などもこれに当たります。これらの行為はマスコミによって報道され、人々の間で最も知られ、宣伝されている行為でありながら、実は何ら法的な根拠を持っていません。これらの、憲法に規定がない天皇の行為。しかし「公的行為」なる何ら法的に根拠のない名称までも付いてしまいました。

さて、「国事行為」にも「公的行為」にも含まれない「私的行為」と分類されているものがあります。「私的」なのだから、「天皇のプライベート」と思うかもしれませんが、実はこの「私的行為」の中に天皇にとって最も重要な職務と位置付けられているものがあります。それが「宮中祭祀」です。この宮中祭祀こそが、天皇が皇居の中にある宮中三殿という場所を中心に年間を通じて行っている神道行事なのです。

「宮中三殿」とは、天照大神を祀る「賢所」、<sup>かしこどころ</sup>歴代の天皇・皇族の霊を祀る「皇霊殿」、<sup>こうれいでん</sup>天神<sup>てんしん</sup>地祇<sup>ちぎ</sup>・八百万神を祀る「神殿」の三つの総称のことです。天皇は、この宮中三殿にて記紀神話に記された天照大神を始めとした八百万の神々への宗教的祭儀を、年間を通じて祭司として執り行っているのです。

戦前の「神権天皇制」下にあった大日本帝国憲法下にあつては、皇室祭祀は天皇に関わる国家的祭祀として皇室祭祀令に定められ、年間を通じて行われてきた国家神道の中心的な行事でした。戦前において皇室行事を定めた旧・皇室典範を始め、宮中で行う祭祀を規定した皇室祭祀令、天皇の即位儀式を定めた登極令などの法令は、戦後の日本国憲法が施行される一日前の1947年5月2日にすべて廃止されました。これは憲法の重要原則である国民主権や政教分離原則に明確に反するとされたからです。しかし、その翌日の新憲法施行と全く同じ日に、宮内府長官官房文書課長であった高尾亮一氏は「依命通牒」なる通達を出します。その通達には「従

前の規定が廃止となり、新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて事務を処理すること」とあります。「従前の例に準じて」とは、憲法施行の前日に廃止されたもろもろの旧皇室令の前例に従って、という意味です。つまり、戦後に旧皇室典範もろもろの皇室祭祀を定めた諸法令は廃止されながらも、この廃止された法律に基づいて戦後も戦前と何ら変わらない諸儀式が続くことになりました。

## II. 「国事行為」として姿を現す宮中祭祀

普段は皇居の中に隠されて、市民の目には触れることの少ない宮中祭祀ですが、それが公の前面に登場する場面が、まさに今回のテーマである天皇の代替わり儀式です。「退位、即位に伴う式典準備委員会」三回目委員会にて、式典挙行の第二番目の基本方針を以下のように定めました。

「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」。

この基本方針は、30年前の裕仁から明仁への代替わりの際の式典挙行において、「現憲法下において十分な検討が行われた」と主張しています。しかし、その現実には、戦前の帝国憲法下にて、国家神道体制を具現化した皇室祭祀令や旧皇室典範下で定められた登極令にすべてならなかったのが実情です。具体的には、天照大神の神勅に基づいて、天皇が神的な権威を受け継ぐことを現す儀式がそのまま行われています。

また式典準備委員会の式典挙行の第一の基本原則には「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したもの」として行ったものとされた、と主張されています。「憲法の趣旨」とは具体的には、主には憲法20条3項の「政教分離原則」及び89条の「国の財政による宗教行事への支出の禁止」を指すものでしょう。つまり、「政教分離原則」と「皇室の伝統」が何らぶつからないものとなったというこ

と。もっと詳しく言えば、戦前の国家神道体制下の法令通りの祭祀令に従って挙行された儀式が、政教分離原則から見ても合憲なものとしてされた、という意味です。

今まで隠されてきた宮中祭祀が、天皇の「私的」な行事ではなく、「国事行為」あるいは「公的行事」として市民の前面に現れ、そしてこれらの儀式が、政教分離原則とは違反しない前例として戦後二度目にダメ押しを入れるように定着するという事です。これは宮中祭祀に関しては、どんなに宗教的儀式であろうとも、政教分離原則はもはや手が付けられない不可侵な領域となるということです。

## III. キリスト者として捉えるべきこと

宮中祭祀で祀られている神々は、聖書の世界観から見ると、これらを単なる「文化」や「皇室の伝統」と簡単には見過ごせない異教的礼拝であるということキリスト者は聖書の教えからまずは受け止めなければなりません。創造主とは異なる神々を礼拝する儀式は、十戒の第一戒が創造主への礼拝との共存を許さないもの、私たちの神礼拝を損なうものであるということです。つまり、天皇の代替わり儀式を天照大神の神勅に基づいて行うことは、私たちの信仰の良心を損なう儀式を、日本政府が国家的行事として行おうとしているという問題です。いわば我が国は、バアルの礼拝を国家的行事として行う、そのような国に私たちは主の民として遣わされているという事実をキリスト者はまず受け止める必要があるでしょう。

マタイによる福音書16章16節にてペテロがイエス様に応えた「あなたはメシア、生ける神の子です」の意味は、「あなただけが」という意味が明確にあります。「あなたも神々の一人」という意味ではなく、「あなた以外には神はいない」ということを告白するものです。この同じ信仰を私たちもまたこの時代の中にあって告白するという事は、「天皇は神的存在ではなく、神に創造された人間に過ぎない」ということをわきまえることを意味します。戦前・戦

中において「天皇は神ではない」と告白することは不敬罪をもって取り締まりの対照となり、「国体」（天皇を中心とする国家体制）に反する者として社会からも排撃されました。この社会の中であって神よりも人を恐れたキリスト者は、「あなただけが神」の信仰告白にしっかりと立つことができませんでした。

天皇即位の儀式にて、天皇の神的権威が表現される中で「あなただけが生ける神の御子」と告白するということは、天皇もまた創造主の前に悔い改めるべき罪人の一人であることを明確にし、祝賀ムードに逆行して、宣伝される「天皇の神的権威」にNOを語る信仰が今日問われてくるでしょう。

#### IV. 共に生きる社会をつくる

また、これらの課題は、キリスト者が自らのキリスト教信仰を守るのみならず、神が立てられた社会が、神の御心に適った健全な社会となるための大切なことです。戦前の国家神道体制下において、日本社会は天皇を拝礼しない人という例外を一人として許しませんでした。多様性を認めず、非国民として排斥しました。これはある特定の宗教を信じることを強制することによって国民を統合しようとしたことによる悲劇です。なぜ人は「国」というものを統合させ、一つの方向にまとめさせようとするのでしょうか。多様な考えの共存を許さず、同一な国家、統合されることを追い求めるのでしょうか。そこには、他者よりもより強くなること、より強大な力・権力を持つという傲慢な動機があるように思います。

創世記4章にて創造主より離れたカインの子どもたちが築いて行く文化形成は、神より賜った農耕や製鉄技術、芸術という能力を用いて、より豊かになり、より豪華になり、より強大になることを求めてゆきました。製鉄による農耕技術の発展は豊かな富をもたらし、それが武器に転用されることによってより巨大な権力を得てゆくようになりました。その結果ますます人は人間の力に過信し、傲慢になってゆきました。

それに反比例するように神を恐れず、神のかたちに創造された人間の尊厳までも踏みじるようになり、殺人をも恐れず行うようになりました。カインから6代目のレメクに至っては、神を恐れず、人のいのちの尊厳をも顧みない態度が鮮明になります。「わたしは傷の報いに男を殺し 打ち傷の報いに若者を殺す。カインのための復習が七倍なら レメクのためには七十七倍」と創世記4章23、24節にある通りに。

このように力を追い求め、競争社会に勝ち抜くことを目指した結果、神を恐れない不信仰の文化が形成され、その更なる結果として神が一人一人に与えた「神のかたち」としてのいのちの尊厳すらも顧みられなくなる非人道的な文化が形成されることとなりました。この人間の力を過信する暴虐の原理がより一層徹底されてしまうことによって、人間の社会は神の栄光と尊厳を維持できない程の社会となり、神が洪水をもって滅ぼさなければならない状態にまで至ってしまいました。「地上に人の悪が増し、常に悪いことばかりを心に思い計っている」状態にまでなり、神が洪水をもって滅ぼさなければならないところにまで至ったことを創世記6章5節は語っています。

社会が統合されることを求める動機には人間の強大な力を追い求める不信仰があるように思います。「統合の象徴」を求めることもまさに同じです。英国のようなキリスト教国でも国家統合のシンボルとしての王を掲げていることがよく指摘されますが、それが本当にキリスト教的な信仰に基づく原理による国家統合であるのかは吟味が必要ではないでしょうか。英国の力の統合が、植民地支配を拡大した近世、近代の歴史は、批判的に検証されるべき面があるのは事実でしょう。イスラエルが王を求めた（サムエル上8・6-20）その動機には、神に信頼せず、自らが他国と同様に強い国となることを求めた、人間の力を信頼する不信仰にあったことを聖書は語っています。

それに対して創世記4章の最後の2節（25-26）は、カインの子孫の文化形成とは全く違う、

神の約束を待ち望み、人の弱さのゆえに助け合う社会を形成して、ますます神を待ち望む信仰の文化を形成していったことを記しています。カインとは別に生まれた子に「セト」と言う名前を付けた意味は「神が子孫を授けてくださった」ということ。それはただ人類の存続の子孫を与えられたという意味ではなく、創世記3章15節の「女の子孫」の約束を信じた信仰の告白。贖い主キリストの約束を信じ待ち望んだ信仰の現れです。またその子「エノシュ」の名前の意味は「弱い」ということ。カインの子孫が「強さ」を追い求めたのに対して、セトは人間の「弱さ」に注目します。弱いからこそ神の助けを必要とし、主の名によって祈ることを始め、人の弱さのゆえに助け合う社会を形成していったものと思われまます。それは「力の統合」を追い求めるカインの文化とは、全く別なものです。コリントの信徒への手紙（一）12章が語る教会という共同体を体に譬えた姿は、力を競い合う競争社会とは全く違う、共に生きる社会です。

「それどころか、体の中でほかよりも弱く見える部分が、かえって必要なのです」（一コリント12・22）、「それで、体に分裂が起こらず、各部分が互いに配慮し合っています。一つの部分が苦しめば、全ての部分が共に苦しみ…」（一コリ25-26）

ここに記される共同体の姿は、人の弱さのゆえに、助け合い、補い合い、分かち合う「愛」を前提としています。そこに弱き者を強き者が排除し、淘汰するような弱肉強食の原理は見られません。墮落したこの世界にあっても、人はこのような人間の尊厳が大切にされる社会を本来的に求めているのではないのでしょうか。

これは教会という共同体の姿のみならず、神が意図された社会的な人間の姿、助け合い労わり合う神の愛を現すという神が意図された社会の本来の姿ではないのでしょうか。福祉的社会の原型はこの神が定められた助け合う共同体のビジョンから来るように思います。

「国民の統合」を社会が求めること。そこに

はより強く、より豊かに、という競争社会の原理が隠れているように思います。その実現のために象徴に神的な権威すらも付与し、ますます一つの方向に社会を統合しようとする結果、一人一人の人間の尊厳は犠牲になります。これは神ならぬもの、富と力という人間の欲望を神とするマモニズムに通ずる偶像礼拝がその動機の根っこにあるように思えてなりません。

私たちが、真の創造主を信じ、まことの神への信仰を告白し、他の人間が作り上げた神々を礼拝しないということは、「私の信仰・私の内面」に止まらず、共に生きる寛容な社会、助け合う社会の在り方を造り上げるために、社会に対してビジョンを与え、より大きな影響を与えてゆく大切なものではないのでしょうか。たとえその存在は少数であっても、たった一人であっても、その存在は神の真理を明らかにし、社会の偽りを暴露する、かけがえのない存在です。その少数者に何らかの力も、権力も、勢いもありません。あるのは「この世界が神の言葉によって造られ、今も維持されている」という神を信頼する信仰だけです。その神の言葉を真っ直ぐに信じ、他の神々を礼拝しない者の存在は、不寛容な社会の在り方のゆがみを明らかにし、多様性を重んじ、全体の統合よりも、一人一人を大切にする、特に一人の人間の良心を重んじ、神が創造された一人一人のいのちの尊厳を最も大切にするという、社会の本来の在り方を教える重要な存在となるのです。

4月1日の元号報道から始まり、これから天皇の退位儀式、即位儀式に向かって報道は天皇一色に染まるでしょう。「天皇の神的権威」を宣伝するためメディアを通して一大布教キャンペーンが張られることになるでしょう。その中であって天皇の神的権威に反対する者への非難や排斥が起こるでしょう。その中であって「天皇は神に創造された一人の人に過ぎない」とその「神的権威」の主張にNOと語る者の存在は、ますますこの時代とこの社会にあって重要となるのではないのでしょうか。（2019年4月27日）

# 天皇制について考えるための読書案内



歴史教育者協議会・編『Q&A 知っておきたい  
天皇のいま・むかし』（学習の友社、2007年）

現代における天皇の問題を網羅して、Q&A形式でやさしく解説している。

梅田正己『日本ナショナリズムの歴史【全4巻】』  
（高文研、2017年）

天皇制と日本ナショナリズムの歴史を全解説。特に第1巻（「神国思想」の展開と明治維新）では、天皇制の発生と武家政治との長い関係を詳述。渾身の大作だが、もともと高校生と高校教員向けの教科書および人文書の編集をしてきた人が著者だけに、説明はやさしくていい。

ジョン・グリーン『儀礼と権力 天皇の明治維新』  
（平凡社選書、2011年）

京都の国際日本文化研究センター（日文化研）の英国人教授。カトリックでありながら、英国王室が大好きな家庭に育ち、日本の皇室と英国王室を比較する視点が興味深い。

茶谷誠一『象徴天皇制の成立—昭和天皇と宮中の「葛藤」』  
（NHK出版、2017年）

戦後の混乱の中で、「象徴天皇制」が米軍、日本政府と皇室の間でいかなる葛藤のうちに誕生したかを詳述する。

藤原 彰『天皇制と軍隊』（青木書店、1998年）

陸軍士官学校出身の皇軍士官として中国で従軍し、戦後は一ツ橋大学などで歴史を教えた著者が、自らの経験から日本の軍隊と天皇の関係を考える。

藤田省三『天皇制国家の支配原理』（みすず書房、2012年）

学問の領域を越えて、自分の頭で考え、想像力を高めながら、人間存在の何たるかを考察した著者が、日本近現代史の焦点としての天皇制について考える。

村上重良『日本史の中の天皇—宗教学から見た天皇制』  
（講談社学術文庫、2003年）

「広範な国民が、国家神道に主体的関心を持ち、その本質を認識することなしには、国家神道の復活を阻止し、日本の民主主義を前進させることは不可能」

家神道は形のうえでは消滅したが、今日なお、その原理は、有力な宗教勢力である神社神道を動かしており、われわれの意識にも色濃く投影している」との立場を唱えてきた宗教学者の天皇制についての論考。同著者による『国家神道』（岩波新書、1970年）、『慰霊と招魂—靖国の思想』（岩波新書、1974年）、『天皇の祭祀』（岩波新書、1977年）などの古典的名著も併せて読みたい。

伊藤 晃『「国民の天皇」論の系譜 - 象徴天皇制への道』  
（社会評論社、2015年）

天皇が「国民の統合の象徴」であること。実はこれは戦後そう変わったものではなく、戦前から同じ役割を天皇は果たしていた。上から神的権威を押し付けられた、という側面だけではなく、国民自らが統合の象徴を求め、社会自らが天皇を翼賛しなければ近代天皇制は成り立たなかったこと。その深層を描く。

吉駒明子・編『現人神から大衆天皇制へ・昭和の国体とキリスト教』  
（刀水書房、2017年）

何故、天皇制は戦後も存続したのか。その分析を歴史学、宗教学からの的確に分析する。現人神は本当に人間となったのか、の分析も実に緻密。

山口輝臣・編『戦後史のなかの「国家神道」』  
（史学会シンポジウム叢書、山川出版、2018年）

2017年史学会大会シンポジウムを基に編集され、近現代史、宗教学、政治史の観点から幅広く国家神道が論じられている。「国家神道関連年表」「国家神道主要参考文献」などの付録の資料が充実していて便利。

島 進『神聖天皇のゆくえ・近代日本社会の機軸』  
（筑摩書房、2019年）

天皇がこれほど大きな存在となってしまった近代日本の歴史を振り返り、今に至る課題を読み解く。

戸村政博『天皇制国家の神話—「靖国」、思索と闘い』  
（日本基督教団出版局、1982年）

日本基督教団の牧師として天皇制・靖国問題に取り組んだ論文と説教集。また日本基督教団靖国神社問題委員会が取り組んだ戦後の膨大な資料が掲載されている。

# 新宿区議会議員選挙を手伝って

## ■ 齊木登茂子（日本カトリック正義と平和協議会委員）

最初に「選挙」というものを手伝ったのは、30年以上も前の学生時代。確か、大学の先輩に動員されたのだと思う。当時は「電話かけ」「チラシ撒き」も満足にできず、大した役にも立たなかったと思う。その時の先輩は、今は隣の区で区長となり人生の面白さを感じている。その次に選挙と関わったのは、2016年の参議院選挙だ。この時は、社民党の福島みずほさんの陣営に入り主に「電話かけ」を担当した。学生時代の経験から、そんなことが出来るだろうか？と不安ばかりだったのだが、30年の月日は私をおばちゃん化させており、秘書の方から「電話かけの腕」を買われる程に成長していた。

そしてこの度は、福島みずほさんが主催する「みずほ塾」で同窓生だった依田花蓮さんの新宿区議会議員選挙を手伝う機会に恵まれた。なぜこんな素敵な機会に恵まれたかということ、映画『選挙に出たい』（2016年）を観に行ったことがきっかけだ。小さな映画館のトイレの中で花蓮さんに偶然出会った。その際、「私、今度新宿区議選に出るので勉強のために映画を観に来たんです」とおっしゃる。「あらー、それなら私が選挙カーの運転手するわー」と名乗り出た。私は、若い時から車が大好きなのだが、ひょんなことからタクシー運転手ができる二種免許証を取得していた。が、家族の反対が強くてその免許証を生かしたことはない。選挙カーは普通免許で運転は可能だが、二種免許を持つ私ならばより安心して人を乗せることが出来るだろう。そして、いよいよ統一地方選挙の前半が終わり、後半の新宿区議選挙が始まった。

私が応援する依田花蓮さんは、とてもユニークな経歴の方で、男性として豊橋市で生まれ思春期を沖縄で過ごし大学卒業後はイケメンミュージカル俳優として活動していた。36歳で「女性になろう」と決意して性別適合手術を経て37歳で戸籍を変更。ハローワークに通って



ただいま選挙運動中!! 依田花蓮さんと仲間たち。中列右から3番目が執筆者

も面接にすら辿り着かず、「あなたのような人は独立開業出来る資格を取るとよいかもしいない」とのアドバイスに従い、資格を取得。一人で行政書士事務所を営んでいる。その業務の中から「自分一人では救えない命」に出会い「行政を変える必要」を感じて、今回の立候補になったようだ。みずほ塾の出身と言っても党からの支援や推薦は一切なし。本当に一人でのスタートだった。無所属と言っても後ろに組合が付いていたり市民グループが応援しているケースもあるが、彼女は一切の後ろ盾がなかった。花蓮さんは、彼女の経験から来るものなのか人柄がとても良く、謙虚で明るく、ユニークで礼儀正しく誰からも好かれるタイプの女性だった。私は、聖週間のミサもほっぽり出して毎日、「よだかれん」の応援に通った。選対（選挙対策本部）の人々も選挙に慣れておらず素人の集まりだったが、毎日笑いの絶えない楽しい活動をしていた。結果は4位で当選。当確が出た日曜日の深夜にはLINEグループでそれぞれの場で乾杯をして選挙活動を閉じた。『選挙に出たい』の主人公は、今回も落選してしまい、何だか申し訳ないなと思いつつも楽しく嬉しい時を噛みしめている。

こんな経験をさせてもらって本当に花蓮さんには感謝している。

# 正念場にきた安倍9条改憲との攻防

## ■ 高田 健 (許すな!憲法改悪・市民連絡会)

安倍首相は2年前の2017年5月3日、憲法9条に自衛隊の条項を付け加える新改憲案を発表し、20年にこれを施行するとした。以来、安倍首相らは国会でこの新改憲案を採決、発議し、国民投票に諮って改憲を実現するための企てに懸命になった。改憲派とこれに反対する人々の闘いは、全国的な「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」をはじめ、激烈に展開された。以来2年が過ぎた。いまだに国会には安倍首相らの改憲案は「提示」すら、できないでいる。2020年を考えると、この通常国会と次期参議院選挙が安倍改憲にとって文字通りの正念場となった。

いま開会されている第198通常国会での改憲発議と夏の参議院議員選挙を意識しながら、国会の衆院憲法審査会は改憲をめざす自民党、公明党、維新の会ら改憲派と、この動きに同調しない主要野党および市民運動との対立が激化している。

与党の動きは衆参の予算審議が終わるといっそう激しくなった。衆院憲法審査会は何度も与党が開催強行を謀ったが、野党の抵抗で遅滞した。4月24日には新藤義孝与党筆頭幹事が「この間の与野党合意をしないままに幹事懇を招集しようとしたことへのお詫び」を条件に、ようやく翌日、今国会初めての憲法審査会を開催する運びとなった。この会議では5月9日に、改憲手続法(国民投票法)の懸案事項であるテレビ・コマーシャルの規制問題に関して、民間放送連盟から参考人をまねいて質疑することだけを確認して、1分に満たない時間で終了した。

自民党など与党の狙いは、野党が要求していた「民放連の参考人質疑」を受け入れる形をとって、この参考人聴取を終えたら、第196通常国会から継続審議になっていた「公選法に準じて投票の利便性をはかる条項だけの改憲手続法の改正案」を採決することにあつた。そのう

えで、憲法審査会で委員が自由に発言ができる「自由討議」の場を設定し、ここで自民党の4項目改憲案(昨年3月の党大会で決定した、9条、緊急事態条項、合区解消、教育)を「提示」し、改憲論議のきっかけを作ろうとする狙いだ。

5月初めの憲法審査会では与党の改憲手続法改定案の採決に対して、野党は、同法の改正が求められるのは与党の言う「投票の利便性」などの問題以上に、テレビ・コマーシャルの規制問題など重要な問題があり、その審議をすべきだとの主張だ。自民党などには、この野党の要求に従えば、改憲案の「提示」の機会が大幅に遅れることを危惧する声が強い。もし与党が同法の微修正で強行すれば野党は反対し審議は進まない。自民党が描く同党の改憲案の「提示」の機会を見出すのは容易ではない。

大型連休明けの国会の衆院憲法審査会は前途多難だ。仮に自民党案の「提示」を強行したとしても、1か月半しか残されていない通常国会で、自民党が狙ってきた今通常国会中に改憲案を採決し、発議するのはほとんど不可能だ。この通常国会で改憲発議ができなかったら、残された道は参議院選挙で改憲派が3分の2を確保できるかどうかしかない。確かに野党と市民の共同による1人区での候補者1本化と選挙協力は遅れ気味だ。しかし連休明けには「市民連合」と野党の政策協定をはじめ、野党と市民の共闘は急速に進むに違いない。もし、この野党共闘が参議院議員の3分の1以上を取れば、改憲派は改憲発議の条件を参議院で失うことになり、安倍改憲は失敗する。この場合、改憲派に残された道は野党共闘を分断し、改憲勢力の3分の2を再編する道だ。いよいよ安倍9条改憲の最大の山場が来た。(2019年5月15日)

## 問題提起と分かち合い 死刑廃止

### 日本のカトリック教会はどうやって死刑廃止を実現するのか

■ 柳川朋毅 (日本カトリック正義と平和協議会「死刑廃止を求める部会」)

「(カトリック教会は) 全世界で死刑が廃止されるために決意を持って取り組みます」。昨年、『カトリック教会のカテキズム』が改訂され、この決意表明ともいえる文言が書き入れられました(第2267項)。教会が死刑に反対する一番の理由は、とてもシンプルです。いわゆるモーセの十戒で「殺してはならない」(出エジプト20・13)と命じられているとおり、たとえ重大な罪を犯した人であっても、その人の命を奪うことはよくないからです。新しい『カテキズム』では死刑を「人格の不可侵性と尊厳への攻撃」と表現し、それ故「許容できない」刑罰だと教えているのです。

日本は死刑を維持し続けている数少ない国の一つで、死刑廃止を呼びかける多くの声を無視するかのよう毎年執行を続け、2018年にはオウム真理教関係者を含む15名もの人々が処刑されました。昨年の『カテキズム』改訂はとりわけ、死刑制度のある日本の教会にとって大きな意味を持っているのですが、このことを知る日本のカトリック信者は驚くほど少なく、まして「決意」を持って取り組んでいる信者はどれだけいるのでしょうか。旧『カテキズム』にあった「死刑を科すことも排除されていません」という記述は改訂によって姿を消しましたが、日本の信者の中には依然として死刑を「やむをえない」刑罰だと考えている人も多くいるでしょう。

カトリックの考え方では、あらゆる人の命は神に属しているため、どんな人間であってもそれを自由に、恣意的に奪うことは許されていません。あらゆる命には、罪を犯した人だけでなく、生まれ出る前の胎児、そして自らの命も含まれています。教会が死刑に、人工妊娠中絶に、自殺(自死)に対してNOと言うのは、すべて命の尊厳という地平に立った、根の繋がった主張なのです。

「生産性」の有無といったまやかしの基準で、

あたかも命に軽重があり、人間がそれを判断できるかのような思想がこの社会には漂っています。ともすれば命を軽視しがちな社会にあって、福音の視点に立ち、生命の神聖さをぶれることなく説き続けることは、教会の大切な務めです。

けれども、そうしたいわば「正論」を振りかざすだけでは届かない人々がいることも事実です。「殺されてよい命なんてない」、「人権を守ろう」といくら言っても、「人殺しに人権なんかない」というような答えが返ってくる相手に対して、どのように語るかが重要です。「話が通じない」と諦めるのではなく、どうしたら「通じる言葉で」語りうるのかを考えなくては いけません。

重大な犯罪は、当事者の人々にも社会にも、深い傷や悲しみ、怒りを与えます。私たちはそうした悲しみや怒りに寄り添いながらも、死刑という方法では問題は解決せず、真の平和は訪れないのだということを、身をもって粘り強く証していく必要があります。暴力による憎しみと恐怖の道ではなく、非暴力による平和と和解への道を示すこと、それが教会のもう一つの役目です。

死刑廃止に決意を持って取り組むために、具体的にできることは何でしょうか。死刑について正しい現実を学び、福音の光や教会の信仰に照らしながら自分の頭で考え、そして自らの考えを発信していくことが必要ですが、ただでさえ死刑に関する情報が入手しづらい日本では、事実に基づかない多くのニセ情報が出回っています。私たち「死刑廃止を求める部会」は、今後、本当の想いを語れる相応しい当事者・関係者、正確な知識を伝えてくれる専門家、死刑について考えさせるおすすめの映画などを紹介し、講演会や映画上映の企画を共に準備していきたいと考えます。まずは知り、共に考え、悩むところから始めましょう。ご連絡をお待ちしています。

## わたしの最後のコラムです。

### ■ パク・ユミ

いま、最後の原稿を準備しながらこれまでを振り返っています。私の関心は、いつのまにか一つの方向に収斂されてきたようです。それは、典礼暦に従って動く教会の伝統の中には、もともと平和に向かう動きがあって、そこに気づき、従うということです。

韓半島の平和、統合されたイメージを描くことは、簡単ではありませんが、いまは、あらたな方法と道を探さねばならない時です。また、内戦やテロにより暴力がより一層拡散する世界において、より一層切実に平和を希望すべき時でもあります。

6月はイエスのみ心の月。韓国教会では、6月は伝統的にミサの終了後、「イエスのみ心に奉獻する祈り」を捧げます。信仰生活を送る私たち自身、教会を離れて行った人たち、プロテスタント教会の人たち、ほかの宗教者、宗教を持たない人たちを、みんな、イエスのみ心に奉げ、願います。「主よ、聖なる教会を平和の旗として立て、すべての国に真の平和を与え、全世界で一致して、私たちを救われる父と子と聖霊に、永遠に、賛美と栄光と礼拝をささげることができるよう、アーメン。イエスのみ心、この世界に主の国をお造りください!」。祈りは、このように締めくくられます。

伝統あるこの祈りは、いつから捧げられるようになったのでしょうか? 産業革命とともに始まった急激な近代化の流れの中で、当時の社会問題を、伝統教理の枠内で論議し、道を示し、積極的に対応する教会の姿勢は、教皇レオ十三世の回勅からはじまりました。1891年、教皇は、労働問題について分析した最初の社会回勅『レールム・ノヴァールム —労働者の境遇について—』を発表し、社会問題を信仰の目で見判断(識別)し、きちんと行動できるようにすることが教会の任務であり、信仰者の使命であると述べました。彼には、イエスのみ心への深い信心がありました。「イエスのみ心を崇

敬することはキリストの教会の最も卓越した信心」であり、混乱した世の中で「イエスのみ心は(世の悪に対する)教会の勝利のあかし」だと言いました。1899年5月25日、20世紀を始めるにあたり、教皇は、「聖年」を宣布し、キリスト者だけでなく全人類をイエスのみ心に捧げて、回勅『アンヌム サクルム (ANNUM SACRUM: 聖年)』を發布。この時、回勅に「イエスのみ心に奉獻する祈り」が添付されたのです。

この祈りは、世のすべての人が、キリストの支配を受け入れ、キリストに従い、主イエスキリストが神である父の栄光のうちにおられると告白するとき(フィリピ2・11)、「剣を降ろし、武器が手から落ちることになる」との『アンヌム サクルム』の一節を盛りこみ、世界平和の実現と、そして信者たちがそのために行動できるようして下さることを求めます。

去る4月27日、韓国臨時政府100周年と南北首脳会談一周年を記念し、韓国宗教団体と市民団体が「DMZ500km平和 人間の鎖」を呼びかけて20万人以上の人々が集まりました。平和の実現は決して易しいことではありませんが、教皇フランシスコが励まし祝福くださったように、兄弟的連帯のもとで努力すれば、平和の新時代が開かれるという希望を持って、わたしたちは立ち上がることができるのです。困難なほど、市民はそれを克服し変化を起こす力を発揮します。「平和を願う声が集まれば世は必ず変えられる」という信念で「平和と寄り添いの心で共に」というスローガンを掲げ、カトリック信徒も積極的にこれに参加しました。

イエスのみ心の聖月、十字架の死をのりこえ、天と地のすべての権能を持ち、命と平和の力を述べ伝えるイエスのみ心に全世界を委ね、祈りをささげます。すべての人と連帯し、前に進んでいくことを心に刻みます。小さい泉が集まり平和の大河となるように。

- 1 特集・天皇制を考える  
令和への改元に際して想うこと ..... 岡田武夫
- 3 天皇の「代替わり」と向き合うキリスト者の使命 ..... 星出卓也
- 7 天皇制について考えるための読書案内
- 8 新宿区議会議員選挙を手伝って ..... 齊木登茂子
- 9 正念場にきた安倍9条改憲との攻防 ..... 高田 健
- 10 問題提起と分かち合い 死刑廃止 ..... 柳川朋毅
- 11 連載第17回 小さな泉が川となる ..... パク・ユミ
- 12 まんが「修練者の石橋さん」  
etc 京都教区

表紙写真 5月18日、2019年度ソフィアシンポジウム『平和、非核、人類文明の未来』宗教者・研究者による対話 が、上智大学四谷キャンパス（東京・千代田区）にて開催され、仏教、新宗教、キリスト教（プロテスタント、カトリック）各宗教界からの代表者が一堂に会し、核廃絶の実現のために手をとりあいました。正義と平和協議会は、日本カトリック司教協議会、駐日ローマ教皇庁とともに協賛団体に加わりました。



各地からの報告

京都教区より

### 学習会 「キリスト者として死刑にどう向き合うか 死刑は福音に反する」

正義と平和 えとせとら...

5月18日（土）、京都教区正義と平和協議会と、日本カトリック正義と平和協議会死刑廃止を求める部会の共催で、カトリック桃山教会（京都市）を会場に、学習会「キリスト者として死刑にどう向き合うか 死刑は福音に反する」を開催しました。講師は、柳川朋毅さん（死刑廃止を求める部会事務局）。講師からは、日本における死刑制度の不合理的な点、死刑制度に関する日本社会の捉え方の誤った点などが指摘されました。また、すでに昨年のカテキズムの変更などで周知のこととなっていますが、カトリック教会において、従来は、死刑が止むを得ない場合もある、と考えられていましたが、現在では死刑は福音に明らかに反するとされたことなどが、説明されました。教会内でも、まだ死刑制度の問題点について理解が十分に行き渡っているとは言えないのが現状ですが、これから、議論が活発に行われ、最終的には死刑制度が日本で廃止になるまで、カトリック教会がはたらくようになっていったらと思います。

（奥村 豊・京都教区司祭）

### 編集後記

4月1日の新元号発表、5月1日の新天皇即位で、日本中が沸き返った2ヶ月だった。5月4日の皇居一般参賀には、14万人の人が列をなしたそうだ。退位した平成天皇は自民党改憲に反対して安倍政権と確執し、リベラルからも人気があったので、その影響もあったかもしれない。昭和天皇も、皇太子時代、第一次大戦後のヨーロッパの激戦地後を視察して戦争の悲惨を英国王ジョージ五世と語り、関東大震災では被災地域を慰問して、国民との距離を縮めた。即位の大礼は全国ネットのラジオ中継で放映され、多くの日本人が感激して耳を傾けた。そしてその後まもなく、この人気がアダとなって、天皇は、制御不能な政治の求心力となってしまった。天皇制は、そういう危険を孕んでいる。その危険は、利用する側にとっては、何倍にも増殖する魅力的なエネルギーでもあるだろう。万が一、そんな流れが再び出来てしまったら、信仰者はなにを選ぶことができるのか、何かを選ぶことは、果たして可能なのか。(h)



発行日 2019年6月1日（隔月発行）  
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会  
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10  
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920  
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,500円（送料共）  
郵便振替 00190-8-100347  
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>